

道路運送法施行規則

1. 案内情報

手続名：

旅客自動車運送事業者等の届出

手続根拠：

道路運送法施行規則第66条第1項第10号

手続対象者：

道路運送に関する団体が解散、又は届出事項に変更が生じた場合

提出時期：

届出事由の発生した日から30日以内

提出方法：

届出書を当該事案を管轄する陸運支局長に提出して下さい。

手数料：

なし

添付種類・部数：

なし

申請書様式：

なし

記載要領・記載例：

提出先となる陸運支局輸送（貨物）課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

各地方運輸局陸運支局輸送（貨物）課

沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課

受付時間：

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口：

提出先